

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業所への参入意向調査結果について

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、予防給付から総合事業への円滑な移行を進めることを目的として実施しました標記の調査結果について、概要を取りまとめましたのでお知らせします。

1 調査概要

- (1) 調査対象 京都市内の指定介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業所
- (2) 調査期間 平成27年12月1日～12月18日
- (3) 実施方法 WEB調査(市ホームページ上の調査専用回答画面への入力による回答)、及び希望した事業者については、郵送配布・郵送回収
- (4) 調査件数

	対象数	有効回答数	有効回答率
介護予防訪問介護事業所	355事業所	245事業所	69.0%
介護予防通所介護事業所	350事業所	292事業所	83.4%

2 調査結果の主な内容

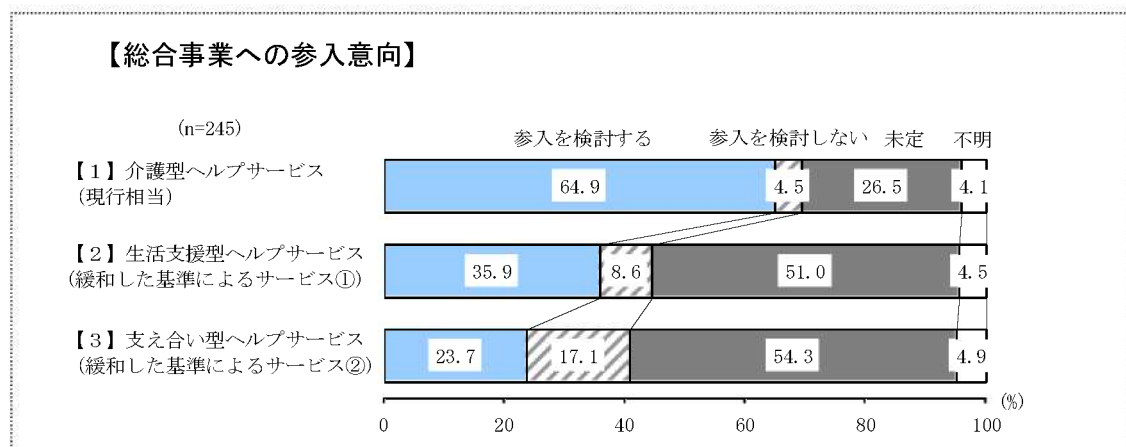
【訪問型サービス】

訪問型の総合事業への参入意向については、現行相当サービス(※1)については「参入を検討する」が約6割と最も多く、「参入を検討しない」は1割未満となっています。

緩和した基準によるサービス(※2)については、「参入を検討する」が生活支援型で約4割、支え合い型で約2割となっている一方、「未定」が約5割となっています。

※1 現行の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス。基準や報酬は現行制度と同等。

※2 有資格者の配置要件やサービス提供内容等を緩和した基準によるサービス。報酬は現行相当以下



調査で示したサービス類型の暫定案（※３）のうち、緩和した基準によるサービスについて、どのような変更があれば参入を検討しやすくなるかという問への回答状況（複数選択回答）としては、生活支援型は、「報酬が増える」が最も多く、約７割の事業所が選択し、次いで「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合、人員基準が緩和される」が約３割、「提供するサービスが簡易になる」、「サービス提供時間が短縮される」が約２割の事業所が選択しています。

支え合い型でも、「報酬が増える」が約７割の事業所が選択し、次いで「提供するサービスが簡易になる」が約３割、「従事者の資格要件が緩和される」が約２割の事業所が選択しています。

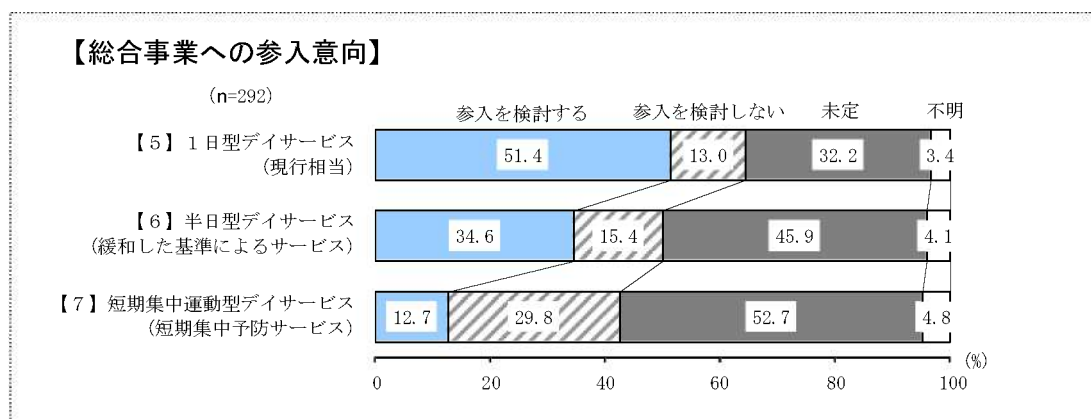
※３ 総合事業で提供する多様なサービスを類型化し、人員基準やサービス内容、報酬等について暫定案として示したもの。（別添「参考」参照）

【 通所型サービス 】

通所型の総合事業への参入意向については、現行相当サービスについては「参入を検討する」が約５割で最も多く、「参入を検討しない」は約１割となっています。

緩和した基準によるサービスについては、「参入を検討する」が約３割となっている一方で、「未定」が約５割を占めています。

短期集中予防サービスについても「未定」が約５割で最も多く、「参入を検討する」は約１割となっています。



調査で示したサービス類型の暫定案のうち、緩和した基準によるサービス及び短期集中予防サービスについて、どのような変更があれば参入を検討しやすくなるかという問への回答状況（複数選択回答）としては、半日型では、「報酬が増える」が最も多く、約７割の事業所が選択し、次いで、「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合、人員基準が緩和される」が約４割、「設備基準が緩和される」が約１割の事業所が選択しています。

短期集中運動型でも、「報酬が増える」が６割、次いで「従事者の資格要件が緩和される」が約２割、「設備基準が緩和される」も約２割の事業所が選択しています。

3 考察（サービスの需給推計）

【訪問型サービス】

既存の指定介護予防訪問介護事業所に対するアンケート調査からは、現行相当のサービスについては利用者見込み以上の供給が見込まれます。参入意向未定の事業所が多い中ですが、生活支援型及び支え合い型については供給不足が見込まれます。

【サービスの需給推計（参入意向調査から）】

【1】介護型ヘルプサービス（現行相当）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※1）	235	159	65	11	—
供給見込み（※2）	6,096	5,183	816	97	—
利用者見込み（※3）	—	1,884	—	—	—

【2】生活支援型ヘルプサービス
（緩和した基準によるサービス①）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※1）	235	88	125	21	1
供給見込み（※2）	6,096	1,988	3,843	265	0
利用者見込み（※3）	—	2,508	—	—	—

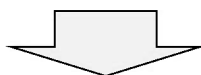
【3】支え合い型ヘルプサービス
（緩和した基準によるサービス②）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※1）	235	58	133	42	2
供給見込み（※2）	6,096	846	2,620	2,621	9
利用者見込み（※3）	—	2,702	—	—	—

※1 … 27年度参入意向調査結果（利用者数未回答の事業所除く）

※2 … 27年度参入意向調査結果（参入意向×各事業所の利用者数の累計）

※3 … 26年度ニーズ調査結果



種類	供給見込み(ア) (※4)	利用者見込み(イ)	需給推計 (ア－イ)	充足率	需給状況
1 介護型ヘルプサービス(現行相当)	5,183	1,884	3,299	275%	供給過多
2 生活支援型ヘルプサービス (緩和した基準によるサービス①)	1,988	2,508	△ 520	79%	供給不足
3 支え合い型ヘルプサービス (緩和した基準によるサービス②)	846	2,702	△ 1,856	31%	供給不足

※4 27年度参入意向調査結果（「参入を検討する」を選択した各事業所の利用者数の累計）

【1】【2】【3】のうち複数「参入を検討する」を選択した事業所（約3割）の利用者数は重複して計上しています。

（参考）

参入意向「未定」の供給見込み
生活支援型：3,843
支え合い型：2,620

【通所型サービス】

既存の指定介護予防通所介護事業所に対するアンケート調査からは、現行相当のサービスについては一定の参入が見込まれ、短期集中運動型については利用者見込み以上の供給が見込まれます。半日型については参入意向未定の事業所が多い中ですが、供給不足が見込まれます。

【サービスの需給推計（参入意向調査から）】

【５】１日型デイサービス（現行相当）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※１）	288	150	94	38	6
供給見込み（※２）	5,317	1,884	2,239	1,037	157
利用者見込み（※３）		2,008	—	—	—

【６】半日型デイサービス
（緩和した基準によるサービス）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※１）	288	101	134	45	8
供給見込み（※２）	5,317	2,239	2,370	606	102
利用者見込み（※３）		2,948	—	—	—

【７】短期集中運動型デイサービス
（短期集中予防サービス）

	全 体	参入を 検討する	未 定	参入を 検討しない	不 明
事業所数（※１）	288	37	154	87	10
供給見込み（※２）	5,317	926	2,916	1,269	206
利用者見込み（※３）		400	—	—	—

別途、社会参加により要介護・要支援認定に至らない高齢者が増えるよう、身近な通いの場として居場所の充実に取り組む。

※１ … 27年度参入意向調査結果（利用者数未回答の事業所除く）

※２ … 27年度参入意向調査結果（参入意向×各事業所の利用者数の累計）

※３ … 26年度ニーズ調査結果



類型	供給見込み(ア) (※4)	利用者見込み(イ)	需給推計 (ア－イ)	充足率	需給状況
5 1日型デイサービス(現行相当)	1,884	2,008	△ 124	94%	供給不足
6 半日型デイサービス (緩和した基準によるサービス)	2,239	2,948	△ 709	76%	供給不足
7 短期集中運動型デイサービス (短期集中予防サービス)	926	400	526	232%	供給過多

※4 27年度参入意向調査結果（「参入を検討する」を選択した各事業所の利用者数の累計）

【5】【6】【7】のうち複数「参入を検討する」を選択した事業所(約2割)の利用者数は重複して計上しています。

(参考)

参入意向「未定」の供給見込み

1日型：2,239

半日型：2,370

【訪問型サービス】 暫定案…現時点での案であり、変更の可能性があります。

	【1】介護型ヘルプサービス(現行相当)	【2】生活支援型ヘルプサービス(A①)	【3】支え合い型ヘルプサービス(A②)	【4】地域支え合い型ボランティア(B)																		
国類型	現行の訪問介護相当サービス	緩和した基準によるサービス(A)																				
サービス対象者	要支援者・サービス事業対象者 ※原則、要支援者とする	要支援者・サービス事業対象者																				
提供するサービス	○現行介護保険給付による身体介護中心 ※ 生活援助のみの場合は原則生活支援型に対応する	○現行介護保険給付による生活援助(家事)中心 ※ 主に掃除、買物代行																				
サービスの頻度・時間	利用者の様態により頻度・利用時間は異なる (ケアマネジメントによる)	原則週1～2回、1時間以内																				
人員基準等	<table><tr><td>管理者</td><td>必要な資格 (2年以上の実務経験要)</td><td>配置要件 常勤専従1以上 ※1</td><td>雇用形態</td></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)</td><td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上以上 ※2</td><td>雇用労働者</td></tr><tr><td>従事者</td><td>訪問介護員</td><td>常勤換算25人以上</td><td></td></tr></table> ※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能	管理者	必要な資格 (2年以上の実務経験要)	配置要件 常勤専従1以上 ※1	雇用形態	サービス提供責任者	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上以上 ※2	雇用労働者	従事者	訪問介護員	常勤換算25人以上		<table><tr><td>運営・マッチング担当者 ※1</td><td>必要な資格</td><td>配置要件 専従1以上</td><td>雇用形態</td></tr><tr><td>従事者</td><td>担い手研修受講者 ※3</td><td>必要数</td><td>雇用労働者又は有償ボランティア</td></tr></table> ※1 運営・マッチング担当者(仮称)は業務管理及び利用申込みの調整等を行う。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※3 担い手研修は10時間～20時間程度(予定)	運営・マッチング担当者 ※1	必要な資格	配置要件 専従1以上	雇用形態	従事者	担い手研修受講者 ※3	必要数	雇用労働者又は有償ボランティア
管理者	必要な資格 (2年以上の実務経験要)	配置要件 常勤専従1以上 ※1	雇用形態																			
サービス提供責任者	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上以上 ※2	雇用労働者																			
従事者	訪問介護員	常勤換算25人以上																				
運営・マッチング担当者 ※1	必要な資格	配置要件 専従1以上	雇用形態																			
従事者	担い手研修受講者 ※3	必要数	雇用労働者又は有償ボランティア																			
設備基準	事務室(7.4㎡以上)、相談スペース(必要な広さ) その他必要な設備	事務室(必要な広さ)、その他必要な設備																				
収入(報酬)	現行の介護予防訪問介護と同等 (包括報酬 又は 一回あたり単価)	現行の介護予防訪問介護の6割程度 (包括報酬 又は 一回あたり単価)																				
事業者の指定／補助		事業者指定 補助																				

※ これらは単独で事業を実施する場合の基準であり、訪問介護と一体的に実施する場合、訪問介護サービス及び設備基準を満たしていれば、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの基準を満たしているともみなす取扱いで検討中。

【通所型サービス】暫定案…現時点での案であり、変更の可能性があります。

	【5】1日型デイサービス(現行相当)	【6】半日型デイサービス(A)	【7】短期集中運動型デイサービス(C)																																																										
国類型	現行の通所介護相当サービス	緩和した基準によるサービス(A)	短期集中予防サービス(C)																																																										
サービス対象者	要支援者・サービス事業対象者 ※原則、要支援者とする	要支援者・サービス事業対象者																																																											
提供するサービス	レクリエーション、入浴、 機能訓練、昼食	機能訓練は必ず提供 ※ 入浴、送迎、昼食は選択制サービス																																																											
サービス提供の頻度・ 時間等	利用者の状態により頻度及び利用時間は異なる 原則 5時間以上／回	利用者の状態により頻度は異なる 利用時間は 2～3時間／回 を想定																																																											
送迎	あり	原則あり(利用者の選択による)																																																											
人員基準等	<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>生活相談員</td><td>なし (2年以上の実務経験要)</td><td>常勤・専従1以上 ※</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)</td><td>1以上 サービス提供時間分の配置</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>理学療法士等</td><td>1以上</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>看護師等</td><td>11人～ 専従1以上 ※</td></tr><tr><td></td><td>なし</td><td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td><td></td></tr></table> ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	生活相談員	なし (2年以上の実務経験要)	常勤・専従1以上 ※	雇用労働者	機能訓練指導員	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	1以上 サービス提供時間分の配置	看護職員	理学療法士等	1以上	雇用労働者	介護職員	看護師等	11人～ 専従1以上 ※		なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上		<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>サービス計画作成者 ※1</td><td>次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験概ね3年以上</td><td>常勤1以上 ※2</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>理学療法士等</td><td>1以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>看護師等</td><td>必要数 ※2</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td></tr></table> ※1 相談員(仮称)は、生活相談員の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者を想定 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	サービス計画作成者 ※1	次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験概ね3年以上	常勤1以上 ※2	雇用労働者	機能訓練指導員	理学療法士等	1以上	看護職員	看護師等	必要数 ※2	雇用労働者	介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上	<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>サービス計画作成者 ※1</td><td>理学療法士、保健師 等</td><td>常勤・専従1以上 ※4</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td>主任指導員 ※2</td><td>理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、 健康運動指導士 等</td><td>1以上</td></tr><tr><td>指導員 ※3</td><td>なし</td><td>専従1以上</td><td rowspan="2">雇用労働者</td></tr><tr><td></td><td></td><td>必要数</td></tr></table> ※1 サービス計画作成者(仮称)は、サービス計画の作成計画、サービス実務指導を行う。 ※2 主任指導員(仮称)は、サービス計画に基づき主にサービスを提供する。 ※3 指導員(仮称)は、サービス提供の補助を行う。 ※4 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	サービス計画作成者 ※1	理学療法士、保健師 等	常勤・専従1以上 ※4	雇用労働者	主任指導員 ※2	理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、 健康運動指導士 等	1以上	指導員 ※3	なし	専従1以上	雇用労働者			必要数
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																										
生活相談員	なし (2年以上の実務経験要)	常勤・専従1以上 ※	雇用労働者																																																										
機能訓練指導員	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	1以上 サービス提供時間分の配置																																																											
看護職員	理学療法士等	1以上	雇用労働者																																																										
介護職員	看護師等	11人～ 専従1以上 ※																																																											
	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																																											
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																										
サービス計画作成者 ※1	次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験概ね3年以上	常勤1以上 ※2	雇用労働者																																																										
機能訓練指導員	理学療法士等	1以上																																																											
看護職員	看護師等	必要数 ※2	雇用労働者																																																										
介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																																											
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																										
サービス計画作成者 ※1	理学療法士、保健師 等	常勤・専従1以上 ※4	雇用労働者																																																										
主任指導員 ※2	理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、 健康運動指導士 等	1以上																																																											
指導員 ※3	なし	専従1以上	雇用労働者																																																										
		必要数																																																											
設備基準	事務室(7.4㎡以上)、食堂兼機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養室、その他必要な設備	事務室(必要な広さ)、食堂兼機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養スペース、その他必要な設備	事務室(必要な広さ)、機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養スペース、その他必要な設備																																																										
収入 (報酬)	現行の介護予防通所介護と同等 (包括報酬 又は 一回あたり単価)	現行の介護予防通所介護の8割(※)程度 ※ 入浴、送迎を実施した場合 (入浴、送迎は加算方式) (包括報酬 又は 一回あたり単価)																																																											
事業所の指定／補助	事業者指定		事業者指定 (各区1か所程度公募)																																																										

※ これらは単独で事業を実施する場合の基準であり、通所介護と一体的に実施する場合、通所介護の人員及び設備基準を満たしていれば、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの基準を満たしているとなみなす取扱いで検討中。
また、短期集中予防サービス(C)について、他サービスとの一体的運営は想定していない。